

※申請書などは、いきいき支援課に用意。市ホームページからもダウンロード可
 問い合わせ支援課(☎231-1340)

病児保育

子どもが病気の時に、保護者が仕事などの理由で家庭で保育できない場合、一時的に預かります。※連続の利用は原則7日以内
 関0歳〜小学3年生までの病気の子ども
 関月〜金曜日(午前8時〜午後6時、土曜日(午前8時〜午後2時) ※日・祝日・お盆・年末年始は利用不可 関すこやかルーム(うめだ小児科/☎245-5691)、わかば病児保育所(昭和病院/☎2330548)、おひさまキッズハウス青葉こどもクリニック/☎256-2865)、病児保育室(こいえ(かねはら小児科/☎250-9876) 関(1日)▽市民税課税世帯:20



00円 ▼市民税非課税世帯・生活保護世帯:1000円
 関こども家庭課(☎231-1353)

保険・年金

- 各総合支所市民生活課
- ▽菊川(☎287-4003)
 - ▽豊田(☎766-2180)
 - ▽豊浦(☎772-4023)
 - ▽豊北(☎782-1922)

口座振替で国民健康保険料の支払いを希望する方へ

国民健康保険料の支払いが特別徴収(年金引き去り)となっている方で、口座振替での支払いに変更したい方は申請してください。
 6月支給分年金からの特別徴収中止を希望する方は、3月31日

平成26年度 国民年金の受給者相談会

関下表の通り ▷時間=いずれも午前10時〜午後4時
 関下関年金事務所(☎222-5587)、市保険年金課(☎231-1931)

菊川総合支所 (偶数月の第3木曜日)
4/17、6/19、8/21、10/16、12/18、2/19
社会福祉協議会豊田支所 (奇数月の第4金曜日)
5/23、7/25、9/26、11/28、1/23、3/27
川棚公民館(奇数月の第3火曜日)
5/20、7/15、9/16、11/18、1/20、3/17
豊北総合支所(毎月第4木曜日)
4/24、5/22、6/26、7/24、8/28、9/25、10/23、11/27、12/25、1/22、2/26、3/26

(月)までに申請してください。特別徴収になる前まで納付書で支払っていた方は、事前に金融機関で口座振替の手続きが必要です。関印鑑、保険証、口座振替依頼書本人控(以前納付書の方のみ) 関保険年金課、各総合支所市民生活課、本庁の各支所へ。
 関保険年金課(☎231-1930)、各総合支所市民生活課
後期高齢者医療健康診査の受診を
 関平成26年2月28日までに後期高齢者医療制度の被保険者となった方(受診券を送付済み) 関3月31日(月)まで 関▽健診項目(問診、診察、血液検査(貧血検査含む)、尿検査) ▼受診機関(市内の各医療機関(受診券と一緒に一覧表を送付済み) ▼受診券を紛失した場合(被保険者証を持参して、保険年金課、各総合支所市民生活課、本庁の各支所で受診券の再交付申請を。▽結果(受診された健診機関から直接説明か、郵送で通知) 関500円 関健康診査受診券(青色の紙)、質問票(質問が記載してある紙)、後期高齢者医療被保険者証 関保険年金課(☎231-1306)、各総合支所市民生活課

国民健康保険料は必ず納期限までに

皆さんが病院などで診療を受けた時の医療費は、一人ひとりの保

険料で支えられています。特別な事情なく保険料を滞納した場合、有効期限が通常より短い被保険者証(短期被保険者証)や、医療費が全額自己負担となる被保険者資格証明書の交付を行うことがあります。保険料は必ず納期限内に納めましょう。納付が困難な場合は、早めに窓口へ相談を。
 関保険年金課(☎231-1689)、各総合支所市民生活課
介護保険サービスの利用を希望する方は認定申請を
 関市内に住所がある、昭和24年4月1日以前に生まれ、日常生活に介護が必要なためサービスを希望する方 関介護保険被保険者証 関介護保険課、各総合支所市民生活課、本庁の各支所へ。
 関介護保険課(☎231-3184)
国民健康保険高齢受給者証を送付します
 現役並み所得のある方(二部負担金の割合が3割の方)以外の70歳〜74歳の方が、現在使用している高齢受給者証の有効期限は3月31日です。新しい受給者証は3月中に郵送します。今回送付する受給者証の有効期限は、75歳到達により後期高齢者医療制度に移行する方を除き、平成26年7月31日です。
 現役並み所得のある方(一部負

担金の割合が3割の方)は、現在使用している受給者証をそのまま使用してください。
 関保険年金課(☎231-1930)、各総合支所市民生活課
国民年金保険料の免除と学生特例制度が改正されました
 国民年金は、所得が少ないときや失業などにより保険料を納付することが経済的に困難な場合、保険料の免除を申請することができます。*学生は学生納付特例制度が利用できます
 平成26年4月からは免除と学生特例の申請対象期間が拡大され、申請時点の2年1カ月前の月分まで申請ができるようになります。
 関下関年金事務所(☎238-0071)、市保険年金課(☎231-1931)

相談

行政書士による無料相談会



関3月7日(金)午前9時30分〜午後3時30分 関北部公民館 関相続、遺言、法人設立、許認可、成年後見に関することなど ※予約不要
 ▼相談先(山口県行政書士会下関支部事務局(☎256-5862))
 関生涯学習課(☎231-2054)